

令和5年4月～利用の上限が緩和されます

代筆・代読支援事業をご利用ください

*利用には事前の登録が必要です

対象者

以下の要件を満たす方

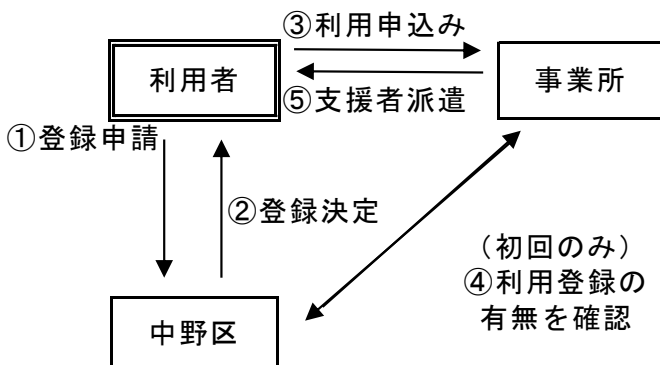
- ・中野区内にお住まい
- ・視力による理由から、文字等の読み書きをすることが困難である
(障害者手帳の取得の有無は問いません)

支援の内容

ご自宅や指定場所における以下の支援（外出時の同行は行えません）

- ・対象者が生活するに当たり必要となる申込書等の代筆
- ・郵便物、新聞及び雑誌、取扱い説明書等の代読

利用の流れ



- ① 中野区へ登録申請を行います
《方法》 ・申請書を郵送または窓口で提出
・電話（職員が申請書を代筆）
- ② 登録決定通知が発行されます
- ③ サービスを利用したいときは、
実施事業所(以下※)へ直接電話し、住所、
氏名、希望日時、場所を伝え、申し込みます
- ④ (初回のみ) 事業者から区へ、利用登録の
有無について確認を行います
- ⑤ 利用可能であれば、支援者が派遣されます

利用料

無 料

利用の上限

- ・ 1回に2時間まで
- ・ 1月に8時間まで
(1回ごとに、1時間未満の端数は切り上げて計算します)

実施事業所

※最新の情報は、下記問い合わせ先までお問い合わせください

- 中盲ナビックス居宅介護事業所（中野区中野2-29-15 サンハイツ中野408）
- トーコロ生活支援センター（中野区江原町2-6-7）

☎ この事業に関する問合せ先（登録申請先）

中野区 健康福祉部 障害福祉課 障害者施策推進係（区役所3階5番窓口）

電話 03-3228-8832 メール shogaihukusi@city.tokyo-nakano.lg.jp